

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	情報通信（ICT政策）		政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施時期	平成23年9月
政策名	政策13：情報通信技術利用環境の整備			22年度	23年度	担当部局	総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課 他5課室 電波部 電波環境課 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室
基本目標	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT利用者の利便性向上を実現するほか、情報セキュリティの強化等を推進することにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。		予算額	1,164百万円	1,148百万円		
政策の概要	電気通信事業における公正競争ルールの整備により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進する。また、インターネット上における違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進やネットワークセキュリティの高度化等の推進により、安心・安全なインターネット環境の整備を図る。これらにより、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。		執行額	1,057百万円		作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課長 齋藤 晴加
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
	目標(値) 【目標年度】			21年度実績	22年度実績		
電気通信市場動向等の調査研究を行い、その結果を公正競争ルールの整備に活用することにより、一層の公正競争環境を実現する。	1	電気通信市場における公正競争の確保・促進  【22年度】	国内外の電気通信市場の動向及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施  【22年度】	電気通信市場における一層の競争促進を図るために必要な省令改正等の具体的な政策検討に資するため、本調査の実施を目標として設定する。	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施。	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施。	本調査研究の結果は、情報通信審議会や各種研究会等の議論及び電気通信事業法令の適切な運用等に資する基礎データとして、広く活用している。具体的には、情報通信審議会や長期増分費用モデル研究会等におけるモデル改修の基礎資料として使用するとともに、得られた結論を踏まえ、改良モデルの策定や省令改正等を行った。 また、情報通信審議会におけるユニバーサルサービス制度の在り方の検討に際しての基礎資料として使用するとともに、得られた結論(ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方について)を踏まえ、省令改正等を行った。 以上のように、省令改正等の実施により、公正競争環境の実現に寄与した。
	2	諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施  【22年度】	電気通信番号のひっ迫状況の緩和、電気通信番号の有効活用の促進に資するため、本調査の実施を目標として設定する。	必要な調査研究を行い、115番による電報類似サービス受付に対応した制度改正を実施。	必要な調査研究を行い、携帯電話及びPHSに係る電気通信番号の指定要件の見直し(省令改正)を実施。	本調査研究結果に基づき、省令改正(携帯電話及びPHSに係る電気通信番号の指定要件の見直し)を実施した。 また、新たな番号制度(携帯電話の電話番号数の拡大)の検討の基礎資料としても活用するなど、公正競争環境の実現に寄与した。	
	3	電気通信市場動向等の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施  【23年度】	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討  【23年度】	電気通信市場動向の調査等による公正競争確保のための競争状況の評価及び省令改正等の実施を指標として設定。	必要な調査研究を行い、「電気通信事業分野における競争状況の評価」を実施。	必要な調査研究を行い、「電気通信事業分野における競争状況の評価」及び省令改正等の検討を進めているところ。	本件については、外部有識者から構成される「競争評価アドバイザーレポート」を開催し、調査研究によって得られたデータを基に「電気通信事業分野における競争状況の評価」の取りまとめに向け検討を行っており、公正競争環境の実現に寄与した。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
迷惑メール対策を強化することで、安心・安全なインターネット環境を実現する。	4	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策の措置件数	行政指導等の適切な実施  【22年度】	事前に目標値を設定することは適当ではないが、迷惑メール問題解決のための特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく措置件数を行政活動実績を示す指標として設定。	・警告メールの発出 5,987 通 ・報告徴収 23 件 ・行政処分（措置命令）6 件	・警告メールの発出 6,191 通 ・報告徴収 46 件 ・行政処分（措置命令）7 件	行政処分等、特定電子メール法に基づく措置を適切に実施することにより、安心・安全なインターネット環境の実現に寄与した。
専門家の不足等により対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を効率的・効果的に促進する。	5	中小プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報の削除等の促進	プロバイダ責任制限法・インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドラインの啓発、個別事案に対する相談等による事業者の適切な対応（違法・有害情報の削除等）の支援の実施  【22年度】	違法・有害情報に対処するための法令・ガイドラインはすでに整備されているところ、その啓発や、個別具体的な場面での相談等の支援を行うことにより、事業者による適切な対応が促進されることから、目標として設定。	インターネット上の違法・有害情報について、中小のプロバイダ等では削除等の対応の判断が困難なことが多いことから、プロバイダ責任制限法及び各種ガイドラインに関する相談を 1,164 件受付。 さらに、平成 21 年 4 月より施行された青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年による有害情報の閲覧を防止する措置に係る努力義務の履行等に関する相談に対応。また、寄せられた相談の集計及び分析を実施。 併せて、インターネット上の違法・有害情報に関し、プロバイダ等向けのセミナーを開催。	インターネット上の違法・有害情報について、中小のプロバイダ等では削除等の対応の判断が困難なことが多いことから、プロバイダ責任制限法及び各種ガイドラインに関する相談を 1,345 件受付。 さらに、平成 21 年 4 月より施行された青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年による有害情報の閲覧を防止する措置に係る努力義務の履行等に関する相談に対応。また、寄せられた相談の集計及び分析を実施。 併せて、インターネット上の違法・有害情報に関し、プロバイダ等向けのセミナーを開催。	左記のとおり、ガイドラインの啓発、個別事案に対する相談等による事業者の適切な対応の支援を実施することにより、中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等の促進に寄与した。
IPv6 ネットワーク技術者の育成により、社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能にする。	6	実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材（IPv6 ネットワーク技術者）の育成	1,000 人  【22年度】	社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とするため、複雑かつ大規模な IPv6 インターネットを構築し、運用できる人材を最低でも約 3500 人育成することが必要であり、本施策において、そのうち 1000 人を平成 22 年度に育成することを目標として設定する。	約 310 人	838 人	新川崎と大阪に構築したテストベッドにおいて、149 名が直接機器を利用して IPv6 ネットワークの構築、運用、検証等を実施した。また、全国でセミナーを開催し、689 名がネットワークを通じてテストベッドの機器に接続し、設定等を実施した。これらにより、平成 22 年度は計 838 名の技術者を育成することができ、事業者の IPv6 対応につながる等、インターネットの安定的な利用に寄与した。 なお、目標値には至らなかったが、本施策で作成した事業者の IPv6 対応に必要な「通信機器導入・設定マニュアル」を、IPv6 普及高度化推進協議会の協力のもと同協議会 HP において公開することにより、事業者の IPv6 対応を促進している。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績	
トラヒックの急増によるネットワークの混雑を緩和し、社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能にする。	7	トラヒックの集中回避のためのネットワーク制御に関する実証実験の進捗度  【23年度】	ネットワーク位置情報を利用するP2P や地域ISP に設置したキャッシュを活用することにより、東京一極集中型のトラヒックを地方に分散させネットワークの混雑を緩和することの実証を実施	社会インフラであるインターネットの混雑緩和と安定的な利用を可能とするため、ネットワーク上の位置情報やキャッシュ等を活用するソフトウェア開発等に係る本実証実験の実施を目標として設定。	ネットワーク位置情報システムの仕様を策定の上、地域に限定した実証実験を実施し、今後の全国規模での実証実験に向けて課題を抽出。	平成 21 年度の結果を踏まえ、ネットワーク位置情報システムを改良の上、全国規模での実証実験を予定どおり実施。  ネットワーク位置情報システムを開発し、ネットワーク位置情報を利用した P2P 及び地域 ISP に設置したキャッシュの活用によるトラヒック削減について実証実験を実施した。ユーザがネットワーク上の距離の近い接続先を選択することによるトラヒックの効率化及びキャッシュの活用による地域 ISP のトラヒック削減効果を確認した。 実証実験の結果を踏まえ、ネットワークの混雑を緩和する技術が広く活用されるよう、現在、ネットワーク位置情報システムの構築・運用に関するガイドラインの策定に向けた検討を進めている。
情報セキュリティマネジメントの高度化による情報セキュリティの向上を実現する。	8	電気通信事業における情報セキュリティマネジメントの強化  【22年度】	中小企業の電気通信事業者が実装すべき情報セキュリティマネジメントのガイドラインの検討及びその国際標準化の提案を実施	中小企業の電気通信事業者における情報セキュリティを向上させるため、ガイドラインの検討及び国際標準化の提案の実施を目標として設定する。	—	中小企業の電気通信事業者が実装すべき情報セキュリティマネジメントのガイドラインについて検討を行い、ITU-T SG17 に標準化に資する提案を実施。  左記のとおり、中小企業の電気通信事業者が実装すべき情報セキュリティマネジメントのガイドラインの検討及びその国際標準化の提案を実施することにより、情報セキュリティの向上に寄与した。
電子署名に関する調査研究を実施することにより、認証制度の安全性・信頼性の向上を実現する。	9	電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施  【22年度】	認定基準に係る暗号技術等の動向や各国の電子署名に関する状況の調査を実施	電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施は、ネットワークを利用した社会経済活動の促進に資するため、目標として設定する。	電子署名法に係る暗号技術の移行等、継続して取り組むべき課題の整理や、暗号技術の移行に向けた技術動向調査等を実施、告示の改正等を実施。	電子署名法に係る暗号技術の移行スケジュールの検討、継続して取り組むべき課題の整理や検討、それらに必要な技術動向調査等を実施。  調査を実施した成果を踏まえ、認定基準に係る暗号方式の新たな方式への移行スケジュールを策定することにより、認証制度の安全性・信頼性の向上の実現に寄与した。
	10	電子署名法に基づく技術動向調査による技術評価レポートの公表  【23年度】	技術評価レポートの公表	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名法第33条に基づき実施した調査研究を反映した技術評価レポートの公表を指標として設定。	—	調査研究の実施に向けて、内容の検討等を実施。  平成 22 年度において、認定認証業務とその他の認証業務との技術安全性等を明確化するための基礎的調査を実施した。 なお、平成 23 年度は具体的ソリューション等について調査を実施する予定であり、最終的にそれらの成果を技術評価レポートとして取りまとめる。
「マルウェア配布等危害サイト回避システム」により、安全なインターネット利用環境の整備を実現する。	11	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の実証実験の実施による運用スキーム（ガイドライン）の策定  【23年度】	同システムの構築及び効果的・安定的な運用に関する運用スキーム等（ガイドライン）の策定	安全なインターネット利用環境を実現するため、「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の実証実験の実施による同システムの構築及び効果的・安定的な運用に関する運用スキーム（ガイドライン）の策定を指標として設定。	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の構成要素である各サブシステムの構築及び動作確認を実施。  「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の小規模な試用版を構築し、機能検証を実施。	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の小規模な試用版の構築と機能検証作業を終了し、現在、実ユーザによる実証実験に向け、同システムの規模拡大及び実証実験のスキームを検討している。

施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標(値) 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
情報セキュリティサポーターの育成等により、一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させる。	12	NPO 法人等の定める認定基準を満たした情報セキュリティサポーターの人数	1,000 人 【24 年度】	一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させるため、利用者の身近で情報セキュリティ対策をサポートする情報セキュリティサポーターを育成する必要があることから、目標として設定する。 なお、目標とする地域団体数から推計し、1,000 人と設定。	－	新たに 295 人の新規サポーターを育成。	平成 24 年度の目標である 1,000 人に対して、平成 22 年度は新たに 295 人の新規サポーターを育成した結果、サポーターの総数は 561 人となった(当初サポーター数 266 人)。地域で情報セキュリティ対策をサポートするサポーターを増やすことで、一般利用者の情報セキュリティの水準の向上に寄与したものと評価できる。引き続き、サポーターの育成の支援に努めていく。
	13	NPO 法人等の定める認定基準を満たした情報セキュリティサポーターの取りまとめ団体の数	50 団体 【24 年度】	一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させるため、情報セキュリティサポーターを取りまとめる地域 NPO 法人等の活動を促進する必要があることから、目標として設定する。サポーターの全国展開のため、地域団体は全国に点在する必要があるため、50 団体と設定。	－	新たに 7 団体が地域団体として活動に参加。	平成 24 年度の目標である 50 団体に対して、平成 22 年度は新たに 7 団体が地域団体として参加した結果、計 27 団体で活動を行った(当初団体数 20 団体)。地域団体が増えることでサポーターの全国展開が進み、一般利用者の情報セキュリティの水準の向上に寄与したものと評価できる。引き続き、地域団体の確保に努めていく。
特定無線設備等に係る市場調査や相互承認協定(MRA)研修会等による基準認証制度の適正・健全な運用を確保する。	14	基準認証制度の円滑な実施	我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査の実施 【22 年度】	我が国の基準に適合しない特定無線設備等の流通を抑制し、市場の規律を維持するため、新たに出荷された特定無線設備等の市場調査の実施を指標として設定。	79 台の機器を選定し市場調査を実施。	80 台の機器を選定し市場調査を実施。	平成 21 年度までの特定無線設備等の市場調査の結果及びこれまで実施した登録証明機関への立入検査の結果を踏まえて、認証を受け市場に流通している 80 台の特定無線設備等を選定し調査を行い、技術基準への適合性を確認した。これまでの市場調査の結果を踏まえて無線設備等を選定し、今後も継続的に市場調査を行っていく予定である。
	15	各国基準認証制度の動向調査及び MRA 国際研修会の実施	【22 年度】	MRA の円滑な実施を確保するため、欧州等各国の基準認証制度の動向調査の実施を目標として設定するとともに、国際的に信頼される認証機関の育成のため、MRA 国際研修会の実施を指標として設定。	・ 10 の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 ・ MRA 国際研修会を開催。	・ 6 の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 ・ MRA 国際研修会については、東日本大震災の発生により開催を中止。	各国基準認証制度の動向調査については、6 の国・地域の基準認証制度の最新動向等の調査を行った。調査国の一つであるインドについては日印 CEPA に規定された期間内を目標として、新規 MRA 締結適否の検討等に活用する予定である。 また、国内制度のアップデートに関して MRA 国際研修会に向けた資料作成・英訳を行っており、次年度の MRA 国際研修会での情報提供に活用予定である。 以上のように、特定無線設備等の市場調査や各国基準認証制度の動向調査等により、基準認証制度の適正・健全な運用の確保に寄与した。

※1 3、4及び11の指標等は、平成23年度目標設定時において、平成22年度目標設定表の内容をベースに修正を行っていることを踏まえ、修正後の指標等を本評価書において活用している。

※2 10の指標等は平成22年度目標設定表には記載されていないが、平成23年度目標設定表で新たに設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

達成手段		22 年度 予算額	23 年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する調査研究の実施	93 百万円	122 百万円	1、2、3	IP 化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした電気通信市場の競争状況の変化を正確に把握するための調査研究を行うとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保に必要な料金政策、番号政策に関する調査研究を実施する。なお、東日本大震災の影響により、平成 22 年度予算の一部を平成 23 年度予算へ繰越している。
2	電気通信分野の消費者行政の推進	218 百万円	667 百万円	4、5	インターネット上の違法・有害情報問題に関する専門家の不足等により、対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を促進するため、電話及びメールによる相談を受け付けるとともに、啓発・研修業務を実施する。また、迷惑メール対策については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施する。
3	インターネットの高度化	472 百万円	35 百万円	6、7	社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とするため、ネットワーク位置情報を利用した P2P 及び地域 ISP に設置したキャッシュの活用によるトラヒックの経路制御に関する実証実験を実施し、トラヒックの効率化を確認した。これらによりインターネットトラヒックの急増に起因するネットワークの混雑を緩和するための環境整備を実施した。 また、IPv6 利用促進を図るため、複雑かつ大規模なインターネットを IPv6 で構築し、運用できるエンジニアの育成を目的とした IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッドを全国 2 箇所に構築した。その上で、IPv6 対応するための手順についてのシナリオを作成し、検証を繰り返した後、事業者が IPv6 対応を実施するために必要となる「通信機器導入・設定マニュアル」を作成する。
4	情報セキュリティの強化	359 百万円	302 百万円	8、9、10、 11、12、13	平成 22 年度から利用者の身近で情報セキュリティ対策をサポートする情報セキュリティサポータを育成する事業を行い、一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させる一方、「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく認定制度の円滑な実施・運用に資する調査研究や普及啓発活動を通して電子署名を利用できる環境を整備し、ネットワークを利用した社会経済活動を促進する。
5	基準認証制度の推進	22 百万円	22 百万円	14、15	「電波法」、「電気通信事業法」又は「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（MRA 法）」に基づき、技術基準への適合性の認証等を受けた無線通信機器等について、事後的に技術基準への適合性を確認することにより、無線通信機器等に係る基準認証制度を適正・健全に維持するとともに、各国の基準認証制度の調査及び研修会を実施し、MRA の的確な実施を確保する。

**政策全体の総括的な評価**

公正競争ルールの整備、電気通信分野の消費者行政の推進、インターネットの高度化、情報セキュリティの強化、基準認証制度の推進について、以下のとおり着実に成果を上げていることから、引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。

公正競争ルールの整備については、「競争評価」や電気通信サービスに係る内外格差の状況の公表、料金算定等及び電気通信番号利用等に係る必要な省令等の改正を実施している。

電気通信分野の消費者行政の推進に当たっては、迷惑メール対策について、前年度以上の件数の行政指導や行政処分などを実施し、より一層の法の実効性を強化するとともに、国際連携について一層の強化を図っている。また、違法・有害情報対策については、中小プロバイダ等からの相談業務を着実に実施している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。

インターネットの高度化に当たっては、IPv6 対応について、実証実験を実施し、IPv6 で構築・運用できる人材育成を図っている。

情報セキュリティの強化については、認定認証業務に係る電子証明書の枚数は順調に増加し、安心・安全な電子商取引環境の整備に貢献している。また、平成 21 年度から危害サイトを通じてマルウェア感染対策に関する実証実験を開始し、技術の有効性を確認することで、新たな情報セキュリティ脅威への取組は着実に進展している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。

基準認証制度の推進については、我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査や各国基準認証制度の動向調査を着実に実施することにより、基準認証制度の適正・健全な運用の確保を図っている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日	日本中のあらゆる場所から、光ファイバ並(100Mbps 超クラス)の速さで快適かつ簡単につながる、移動系の高品質で高信頼性を有する超高速ブロードバンド基盤の構築を推進する。 個人、家庭、図書館、学校、病院、行政機関、民間団体等のあらゆる人・モノが多様なネットワークでつながる環境を整備し、電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人財分野等におけるニーズに十分対応できる速度、品質、信頼性を有するブロードバンド基盤の整備に向けた取組を推進する。あわせて IPv4 アドレス在庫の枯渇に備え、行政機関での率先的な対応をはじめとしたインターネットの IPv6 対応を加速化する。 情報セキュリティが確立された安全・安心な機器やネットワーク等の実現及びそれらの利用環境の整備、情報セキュリティガバナンスの確立や個人の情報セキュリティ水準向上に向けた取組の推進、重要インフラ等における IT 障害対策充実の促進、人財交流を含めた情報セキュリティ分野の事業者間・国際間の連携等、政府の定める情報セキュリティ基本計画に基づいた施策を着実に実施する。
新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日	個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三倍增、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。	

学識経験を有する者の知見の活用	情報通信審議会等において、公正競争環境の実現に寄与するために学識経験者からなる構成員の方々に国内外の電気通信市場の動向等について御議論いただき、省令改正等を行った。また、その結果を踏まえ、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「電気通信事業分野における競争状況の評価 2009」の公表（平成 22 年 9 月 17 日 総務省）（ <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000006.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000006.html</a> ） ○ ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方（平成 22 年 12 月 14 日 情報通信審議会答申）（ <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000019.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000019.html</a> ）